

主な指摘事項【保育所・保育所型認定こども園】

区分	項目	指摘内容	文書指摘件数
施設	面積基準	保育室の使用状況が届出図面と異なるため、正確な図面を届け出ること。 保育室の面積が児童数に対して必要な面積基準を満たしていない。クラス編成を行う際は、保育室の面積基準にも十分留意すること。 利用定員の取り扱いについて、こども育成室（施設担当）と協議のうえ、必要な図面及び利用定員の変更手続きを行うこと。	5件
施設	職員配置基準	早朝及び夕方に保育士の配置が1名の時間帯がある。シフト等の見直しを行い、保育士を常時2名以上配置すること。 こども育成室へ提出している職員配置状況確認表に記載される非常勤保育士のシフト上の勤務時間について、当初の勤務予定表と一致しない。職員配置状況確認表上で求められる職員配置基準を満たしていないため、こども育成室へ修正報告を行うとともに、修正により当該期間において認定を受けている加算の要件を満たさなくなる場合は、運営費における加算相当額を速やかに返還すること。	4件
施設	重要事項説明の内容	重要事項説明書における記載事項を見直すこと。	4件
施設	感染症対策	感染症対応について、園で実施している感染予防策、感染症発生時の対応、登園の停止・再開の手続き等を記載したマニュアルを整備すること。 インフルエンザ罹患者が10名以上発生しているが、市へ報告していない。今後、同一の感染症が1週間に10名以上、または重篤患者が2名以上発生した場合は、こども育成室（運営担当）へ速やかに報告すること。なお、報告漏れが発生しないよう感染症対応マニュアルに市への報告方法を追加すること。	4件
施設 保育	重大事故の報告	治療に要する期間が30日以上重大事故について、市へ報告していない。重大事故が発生した場合は速やかに報告すること。なお、報告漏れが発生しないよう事故対応マニュアルに重大事故等が発生した場合の市への報告方法を追加すること。	4件
施設	利用者負担金の徴収	実費徴収は、使途及び金額を重要事項説明書に明記し、保護者へ説明したうで行うこと。 上乗せ徴収にあたる教育充実費及び環境衛生費の徴収について、徴収額が教育・保育の質の向上を図る上で特に必要な対価であること、及び教育・保育に要する費用と公定価格との差額の範囲内であることがわかるよう、積算根拠を整理し書面で残すこと。	2件
施設 給食	給食提供日数	園児数の多少に関わらず、遠足にお弁当の持参を求める場合や、調理室が使用できない等、やむを得ない場合を除き、通常給食を提供すること。 運動会や発表会等の行事終了後に保育が必要な児童に対し保育を提供する場合についても、通常給食を提供すること。	4件
施設	消防設備の点検	消防設備等の点検が実施されていない。消防法に基づき年2回（6月に1回）点検を実施し、うち1回の点検結果を消防署長へ報告すること。	1件
施設	非常災害対応	非常災害時の対応について、園舎内及び避難所までの避難経路図、関係機関等の緊急連絡先一覧、職員の緊急連絡体制等を記載した防災マニュアルを整備すること。なお、整備したマニュアルは定期的に読み合わせ研修を行う等、職員に対し内容の周知を図ること。	1件
保育	事故防止	事故対応について、ガイドライン等を参考に園において実施している事故防止策、事故が発生した場合の対応、報告・記録方法、原因分析及び再発防止策の策定・周知の手順等が記載された事故対応マニュアルを整備すること。また、治療に30日以上を要する重大事故が発生した場合の市への報告方法についてもマニュアルに記載すること。	1件
保育	職員研修の実施	職員の職務内容、経験等に応じて研修計画を策定すること。 園内研修を実施した際は研修報告書を作成し、資料とともに関係する職員に供覧すること。	1件
保育	保育提供日数・時間	保育が必要な児童は通常通り保育が受けられることを前提とした運用に十分留意し、園の都合により降園時間を早めることがないよう、運用方法及び記載内容を見直すこと。	1件
給食	アレルギー対応	アレルギー対応については、医師の診断に基づく生活管理指導表により行うこと。生活管理指導表は1年に1回以上提出を求め、子どものアレルギーの状態に応じて対応を見直すこと。 アレルギー対応マニュアルについて、保護者による献立確認手順、アレルギー対応食の配膳方法、誤食時の緊急対応及びエピペンの取り扱い等も記載すること。	6件
給食	食材の発注	使用食材は予定献立の一人当たりの可食量及び在籍人数から算出した必要量に基づき発注し、予測や経験則に基づき発注量の調整は行わないこと。また、必要量の端数は切り捨てではなく、切り上げて発注すること。 在庫品を使用した際は、使用量がわかるよう記録を残すこと。	6件
給食	栄養目標量の設定	給食と栄養目標量及び食品構成基準は在籍園児の身体状況等の指標を基に積算すること。また、食品構成基準の目標値は実際の園の献立内容に応じて設定すること。なお、作成した食品構成基準に基づき、月報において栄養充足率の評価を行い、その結果を献立の見直しに繋げること。	6件
給食	栄養評価の実施	栄養評価について、給食と栄養量を休日・祝日等の喫食がない日を含む日数で除して栄養充足率を算出しているため、適正な指標により栄養充足率の評価を行い、その結果を献立の見直しに繋げること。	1件
給食	調理委託の内容	調理業務の委託契約書について、受託業者が業務の遂行が困難となった場合の代行保証に関する事項を追加すること。	1件
給食	主食費の根拠	利用者から徴収している主食費の額と、積算資料における主食の提供に係る費用に乖離が見受けられる。実際に園で提供している給食に基づく実費の徴収であることが説明できるよう、積算方法の検証を行うとともに、必要に応じて使用食材や徴収額を見直すこと。	1件
給食	検食の実施	検食結果は速やかに調理員へ伝えるとともに、検食で問題があると判明した場合は、直ちに再調理等の是正措置を採ること。また、検食時間の記録が給食提供時間より遅いものが見受けられるため、検食は必ず子どもに食事を提供する前に実施することままの状態で給食提供を継続しないこと。	1件
給食	給食会議の開催	職員不足や多忙を理由に給食会議を毎月開催していない。給食会議は定期的かつ計画的に開催し、関係職員による情報の共有を図ること。	1件

計55件